

平成28年度 野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書

担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	①利用者の平等利用の確保の取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進への取組	B	B	
	②利用者のニーズ把握、サービス向上の取組	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援、保育所訪問等）の取組	B	B	
有効な相談支援の提供が図られていること	①障害児相談支援の取組	B	A	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されているか	①施設の安全管理の取組	B	B	
	②緊急時の危機管理の取組	B	B	
	③要望、苦情への対応の取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の設定額	B	B	
	②管理経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品等の調達に際し、地元業者へ配慮すること	①地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督、管理体制	B	B	
	②人材育成の取組	B	B	

【総合所見】

平成27年度から「社会福祉法人は一とふる」を随意指定とし、指定管理者制度を導入しました。

2年目となる28年度は、知的障害児を対象とした福祉型児童発達支援センターとして通所支援サービスの他、保育所等訪問支援、相談支援などを実施、地域の障害児の支援拠点として運営を行っております。

療育支援では、利用者の障がい特性を尊重した個別支援計画を作成し、個別化した療育を継続的に進めるとともに、利用者、保護者との情報共有により、効果的な療育と保護者の要望を取り入れることで利用者のニーズに応じた療育を実施しております。

また、相談支援事業では、サービスに基づく支援計画の作成や計画相談、モニタリングの他に、独自に障害児に係わる全般の相談として外来療育相談を毎週火曜日に行うなど地域の障害児の相談拠点として重要な役割を果たしていることから、障害児相談支援の取組について担当課評価をA評価といたしました。